

長野市東部終末処理場エネルギー管理標準

令和5年 4月 1日

長野市上下水道局下水道施設課

# 長野市東部終末処理場 エネルギー管理標準 総則

1	目的	この管理標準は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に規定された「判断基準」に従い、長野市東部終末処理場におけるエネルギーの使用の合理化を図り、目標を達成するために定める。																						
2	適用範囲	この管理標準は長野市東部終末処理場におけるエネルギーの使用の合理化推進のため、エネルギー使用設備の管理に適用する。																						
3	管理推進体制	「長野市上下水道局エネルギー管理要領」に基づき組織された「エネルギー管理委員会」により、東部終末処理場については所管課である下水道施設課長をリーダーとし、下水道施設課管理担当者及び維持管理業務委託の受注者により構成する。																						
4	第二種エネルギー管理指定工場の指定	<p style="text-align: center;">指定時のエネルギー原油換算使用量 2, 226kl/年（令和4年度実績） 「第二種エネルギー管理指定工場」指定番号：442832</p>																						
5	管理項目と対象設備	<p>(1) 管理項目（対象判断基準（法No.））</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 加熱及び冷却及び伝熱の合理化</li> <li>2. 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止</li> <li>3. 電気の動力、熱等への変換の合理化</li> </ol> <p>(2) 対象設備</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 沈砂池設備</td> <td style="width: 50%;">10) 受電・配電設備</td> </tr> <tr> <td>2) 主ポンプ設備</td> <td>11) 力率改善</td> </tr> <tr> <td>3) 最初沈殿池設備</td> <td>12) 空調設備</td> </tr> <tr> <td>4) 反応タンク設備</td> <td>13) 給湯設備</td> </tr> <tr> <td>5) 最終沈殿池設備</td> <td>14) 換気設備</td> </tr> <tr> <td>6) 汚泥濃縮設備</td> <td>15) 昇降機設備</td> </tr> <tr> <td>7) 汚泥脱水設備</td> <td>16) 照明器具設備</td> </tr> <tr> <td>8) 砂ろ過設備</td> <td>17) 照明システム</td> </tr> <tr> <td>9) 脱臭設備</td> <td></td> </tr> </table>					1) 沈砂池設備	10) 受電・配電設備	2) 主ポンプ設備	11) 力率改善	3) 最初沈殿池設備	12) 空調設備	4) 反応タンク設備	13) 給湯設備	5) 最終沈殿池設備	14) 換気設備	6) 汚泥濃縮設備	15) 昇降機設備	7) 汚泥脱水設備	16) 照明器具設備	8) 砂ろ過設備	17) 照明システム	9) 脱臭設備	
1) 沈砂池設備	10) 受電・配電設備																							
2) 主ポンプ設備	11) 力率改善																							
3) 最初沈殿池設備	12) 空調設備																							
4) 反応タンク設備	13) 給湯設備																							
5) 最終沈殿池設備	14) 換気設備																							
6) 汚泥濃縮設備	15) 昇降機設備																							
7) 汚泥脱水設備	16) 照明器具設備																							
8) 砂ろ過設備	17) 照明システム																							
9) 脱臭設備																								
6	管理標準の項目と内容	<p>(1) 目的</p> <p>(2) 適用範囲</p> <p>(3) 管理基準</p> <p>(4) 計測記録（各設備の定期計測と記録）</p> <p>(5) 保守点検（正常な運転を維持するための定期的な点検、整備の計画及び実施の記録、異常状況の報告・改善）</p> <p>(6) 新設処置（設備の新設・改修にあたっての検討事項）</p>																						
7	記録の保管	下水道施設課																						
改定履歴	改訂年月日	制定・改訂理由			主務	係長	課長補佐	課長																
	H19. 3. 1	法改正による改訂 管理項目の追加・指定工場名称変更																						
	H21. 4. 1	焼却設備の管理基準の変更・機械濃縮設備の追加・照明設備の適用範囲の変更・点検記録表番号の追加																						
	H30. 9. 1	焼却設備の管理基準の削除																						
	R5. 4. 1	法改正による改訂																						
					制定年月日	H15(2003).10.1																		
					実施年月日	H15(2003).10.1																		

## 目次

### 1 前処理工程

#### 1-1 電気使用設備

##### 1-1-1 沈砂池設備

(1) スクリーンかす設備	-----	1
(2) 汚水沈砂設備	-----	2

##### 1-1-2 主ポンプ設備

(1) 汚水ポンプ設備	-----	3
(2) 水中攪拌機	-----	4

### 2 水処理工程

#### 2-1 電気使用設備

##### 2-1-1 最初沈殿池設備

(1) 運転池数管理	-----	5
(2) 汚泥かき寄せ機	-----	6
(3) 汚泥ポンプ	-----	7
(4) スカム除去装置	-----	8

##### 2-1-2 反応タンク設備

(1) 運転池数管理	-----	9
(2) 送風機	-----	10
(3) 散気装置	-----	11

##### 2-1-3 最終沈殿池設備

(1) 運転池数管理	-----	12
(2) 汚泥かき寄せ機	-----	13
(3) スカム除去装置	-----	14
(4) 返送汚泥ポンプ	-----	15
(5) 余剰汚泥ポンプ	-----	16

### 3 汚水処理工程

#### 3-1 電気使用設備

##### 3-1-1 汚泥濃縮設備

(1) 運転池数管理	-----	17
(2) 汚泥かき寄せ機	-----	18
(3) 汚泥ポンプ	-----	19
(4) 機械濃縮機	-----	20

##### 3-1-2 汚泥脱水設備

(1) 運転基数管理	-----	21
(2) 消臭剤注入装置	-----	22
(3) 凝集剤注入装置	-----	23
(4) 汚泥ポンプ	-----	25
(5) 汚泥脱水機	-----	27

## 4 その他の主要エネルギー消費設備

### 4-1 電気使用設備

#### 4-1-1 砂ろ過設備

- (1) 砂ろ過器 ----- 29
- (2) 砂ろ過器付帯設備 ----- 30
- (3) 雑用水移送ポンプ ----- 31

#### 4-1-2 脱臭設備

- (1) 酸アルカリ洗浄脱臭設備 ----- 32
- (2) 活性炭吸着脱臭設備 ----- 33

#### 4-1-3 受電・配電設備

- (1) 変圧器 ----- 34
- (2) 配電設備 ----- 35

#### 4-1-4 力率改善

- (1) 受電端力率 ----- 36
- (2) 進相コンデンサ ----- 37

### 4-2 建築付帯設備

#### 4-2-1 空調設備

- (1) 温水ボイラ ----- 38
- (2) 冷温水発生装置 ----- 39
- (3) エアコン ----- 40

#### 4-2-2 給湯設備

- (1) 電気温水器 ----- 41
- (2) ガス給湯器 ----- 42

#### 4-2-3 換気設備

- (1) 給排気ファン ----- 43

#### 4-2-4 昇降機設備

- (1) エレベータ ----- 44

### 4-3 照明設備

#### 4-3-1 照明器具設備

- (1) 照明器具設備 ----- 45

#### 4-3-2 照明システム

- (1) 屋内照明 ----- 49
- (2) 屋外照明 ----- 50

東部浄化センターエネルギー管理標準 改定履歴

改定年月日	主な改定内容	備考
平成15年10月 1日	制定	
平成17年 4月 1日	管理項目の追加・対象設備の区分け変更	全面改定
平成17年12月 1日	管理項目の追加・保守点検4)配管等追加	
平成19年 3月 1日	機械濃縮機、エレベータの追加・判断基準No.追加	法改正
平成21年 4月 1日	4-1焼却設備 焼却炉休止に伴う適用範囲、管理基準の変更 ・5-1受電設備 機械濃縮設備の追加 5-3照明設備 適用範囲の変更 ・計測記録及び保守点検の点検記録表番号の追加	
平成30年 9月 1日	4 汚泥焼却工程 全焼却炉休止に伴う削除	
令和 5年 4月 1日	法改正による判断基準No.の変更	法改正

関連文書一覧表

< 随時更新 >

文書の名称	発行年月日	備考
長野市上下水道局エネルギー管理要領	平成25年 4月 1日	長野市上下水道局
長野市上下水道局電気工作物保安規程	令和 5年 2月 1日	長野市上下水道局
運転操作要領	令和 5年 4月 1日	下水道施設課
下水道維持管理指針 2014年度	平成26年 9月12日	日本下水道協会
維持管理業務委託保守業務仕様書	令和 5年 4月 1日	下水道施設課
業務日誌	毎日	業務受注者
月例点検表	毎月	業務受注者
運転管理月報	毎月	下水道施設課
運転管理年報	毎年	下水道施設課
維持管理年報	毎年	下水道施設課
機能診断票	毎年	下水道施設課
長野市環境マネジメントシステムマニュアル	令和 5年 4月 1日	長野市
長野市役所環境保全率先実行計画	令和 3年 5月24日	長野市
長野市役所温暖化防止実行計画	令和 4年 4月	長野市

1)「沈砂池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 スクリーンかす設備 運転管理標準	標準番号	1-1-1
		整理番号	(1)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、沈砂池設備のスクリーンかす設備の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アカ

項目	基準値
電圧	200～220V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

・24hタイマー設定により、1サイクルのしき量が均等・適正量になるように、1日に必要な回数の運転を行なう。

4 計測・記録 (6-1)②

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。  
(日常巡視点検記録表(機械)1/5)

項目	沈砂池設備:電圧・電流・吐出圧力
----	------------------

(日 報)

項目	しき搬出量
----	-------

5 保守・点検 (6-1)③ア

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)1/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和 5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

1)「沈砂池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚水沈砂設備 運転管理標準	標準番号	1-1-1
		整理番号	(2)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、沈砂池設備の汚水沈砂設備の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アウカ

項目	基準値
電圧	200～220V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

・24hタイマー設定により、1サイクルの沈砂量が均等・適正量になるように、1日に必要な回数の運転を行なう。

4 計測・記録 (6-1)②

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(機械)1/5)

項目	沈砂池設備:電流・吐出圧力
----	---------------

(日 報)

項目	沈砂搬出量
----	-------

5 保守・点検 (6-1)③アイ

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)1/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和 5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

2)「主ポンプ設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚水ポンプ設備 運転管理標準	標準番号	1-1-2
		整理番号	(1)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、主ポンプ設備の汚水ポンプ設備の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アイウカ

項目	基準値
電圧	6.5～7.2kV
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録 (6-1)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(運転管理記録[水処理設備1/3])

項目 汚水ポンプ:水位・回転数・吐出量・運転時間(記録のみ)

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(機械)1/5)

項目 主ポンプ:軸受温度・電流・回転数・吐出弁開度

(点検整備記録表)

項目 主ポンプ:振動値、圧力

5 保守・点検 (6-1)③アイ

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)1/5」により行なう。 1回/日

2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月

3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年

4)各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
改訂履歴	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	保守点検4)配管等追加				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加, 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		



2)「主ポンプ設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 水中攪拌機 運転管理標準	標準番号	1-1-2
		整理番号	(2)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、主ポンプ設備の水中攪拌機の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アカ

項目	基準値
電圧	200～220V
電流	19.0～28.0A
運転管理	別途「運転操作要領」による ・24hタイマー設定により必要な時間の運転を行なう。

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(機械)1/5)

項目 ポンプ井攪拌機:電流

5 保守・点検

(6-1)③ア

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)1/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

3)「最初沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 運転池数管理 管理標準	標準番号	2-1-1
		整理番号	(1)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、最初沈殿池設備の運転池数管理の計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準

項目	基準値	(6-1)①アカ
運転管理	反応タンク使用池数の50%~100%の池数とする。	

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(業務日誌2)

項目 初沈汚泥ゾーン:使用池ゾーン

(日常巡視点検記録表(機械)2/5)

項目 初沈管廊:初沈汚泥引抜弁運転状態

5 保守・点検

(6-1)③ア

- |  |      |
|--|------|
| 1)日常点検については「業務日誌2」、「運転管理日報」<br>及び「日常巡視点検記録表(機械)2/5」により行なう。 | 1回/日 |
| 2)月例点検については「業務完了報告(月)－水処理設定一覧表」により行なう。                     | 1回/月 |
| 3)年次点検については「業務完了報告(年)－水処理設定一覧表」により行なう。                     | 1回/年 |
| 4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告<br>をし、処置状況を記録する。         |      |

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加, 保守点検の1)日常巡視点検記録表の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

3)「最初沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥かき寄せ機 運転管理標準	標準番号	2-1-1
		整理番号	(2)

- 1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
- 2 適用範囲  
本規定は、最初沈殿池設備の汚泥かき寄せ機の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。
- 3 管理基準 (6-1)①アカ
- |      |                   |
|------|-------------------|
| 項目   | 基準値               |
| 電圧   | 200～220V,400～450V |
| 電流   | 点検記録表適正值欄         |
| 運転管理 | 別途「運転操作要領」による     |
- 4 計測・記録 (6-1)②  
下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。  
(日常巡視点検記録表(機械)2/5)  
項目 初沈汚泥掻寄せ機:電流
- 5 保守・点検 (6-1)③ア
- |  |      |
|--|------|
| 1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)2/5」により行なう。           | 1回/日 |
| 2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。                    | 1回/月 |
| 3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。                    | 1回/年 |
| 4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。 |      |
- 6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ  
1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

3)「最初沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥ポンプ 運転管理標準	標準番号	2-1-1
		整理番号	(3)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、最初沈殿池設備の汚泥ポンプの運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アウカ

項目	基準値
電圧	200～220V,400～450V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録 (6-1)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。  
(運転管理記録[水処理設備(1/3)])

項目	生汚泥引抜ポンプ:流量
----	-------------

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。  
(日常巡視点検記録表(機械)2/5)

項目	生汚泥ポンプ:電流・吐出圧力・吐出量
----	--------------------

5 保守・点検 (6-1)③アイ

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)2/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

- 1)高効率型電動機の採用を検討する。
- 2)汚泥配管の布設経路を検討し配管抵抗の低減する。

	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
改訂履歴	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		

3)「最初沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 スカム除去装置 運転管理標準	標準番号	2-1-1
		整理番号	(4)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、最初沈殿池設備のスカム除去装置の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アカ

項目	基準値
電圧	200～220V,400～450V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(機械)2/5)

項目 初沈スカムスキマー:運転状態

5 保守・点検

(6-1)③ア

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)2/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

4)「反応タンク設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 運転池数管理 管理標準	標準番号	2-1-2
		整理番号	(1)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、反応タンク設備の運転池数管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アカ

項目	基準値
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目について、1日2回巡視点検時に記録する。  
(業務日誌2)

項目 反応タンクSV:使用池SV

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。  
(日常巡視点検記録表(機械)2/5)

項目 エアタン管廊:風量調整弁運転状態

(日常巡視点検記録表(機械)3/5)

項目 エアタンステップ流入可動堰:開度

5 保守・点検

(6-1)③ア

1)日常点検については「水処理設備点検記録表」及び「日常巡視点検記録表(機械)2/5,3/5」により行なう。

1回/日

2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。

1回/月

3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。

1回/年

4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加, 保守点検の1)日常巡視点検記録表の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

4)「反応タンク設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 送風機 運転管理標準	標準番号	2-1-2
		整理番号	(2)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、反応タンク設備の送風機の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アイウカ

項目	基準値
電圧	6.0～7.3kV
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(運転管理記録[送風機設備1/2,2/2])

項目 送風機:電流・風量・圧力・温度(記録のみ)・運転時間(記録のみ)

(運転管理記録[1、2系水処理設備][3、4系水処理設備])

項目 返送汚泥ポンプ:流量・弁開閉状態(表示のみ)

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(機械)1/5)

項目 送風機:電流・風量・弁開度・圧力・温度

5 保守・点検

(6-1)③アイ

- 1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)1/5」により行なう。 1回/日
- 2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
- 3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
- 4)各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

- 1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	保守点検4)配管等追加				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加, 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加	実施年月日	制定年月日		
令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	平成15年10月1日	平成15年10月1日			

4)「反応タンク設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 散気装置 運転管理標準	標準番号	2-1-2
		整理番号	(3)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、反応タンク設備の散気装置の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アイカ

項目	基準値
電圧	400～430V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(運転管理記録[水処理設備2/3])

項目 反応タンク風量:風量

(運転管理記録[1、2系水処理設備][3、4系水処理設備])

項目 反応タンク:DO

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(機械)3/5)

項目 水中攪拌機:電流

5 保守・点検

(6-1)③ア

- |  |      |
|--|------|
| 1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)3/6」により行なう。           | 1回/日 |
| 2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。                    | 1回/月 |
| 3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。                    | 1回/年 |
| 4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。 |      |

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

- 1)高効率型散気装置及び電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	



5)「最終沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 運転池数管理 管理標準	標準番号	2-1-3
		整理番号	(1)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、最終沈殿池設備の運転池数管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アカ

項目	基準値
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録 (6-1)②

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。  
(業務日誌2)

項目	終沈汚泥ゾーン:使用池ゾーン
(日常巡視点検記録表(機械)2/5)	
項目	終沈管廊:終沈汚泥引抜弁開閉状態

5 保守・点検 (6-1)③ア

1)日常点検については「業務日誌2」、「運転管理日報」及び「日常巡視点検記録表(機械)2/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加, 保守点検の1)日常巡視点検記録表の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

5)「最終沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥かき寄せ機 運転管理標準	標準番号	2-1-3
		整理番号	(2)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、最終沈殿池設備の汚泥かき寄せ機の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アカ

項目	基準値
電圧	200～220V,400～450V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(機械)2/5)

項目 終沈汚泥掻寄せ機:電流

5 保守・点検

(6-1)③ア

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)2/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

5)「最終沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 スカム除去装置 運転管理標準	標準番号	2-1-3
		整理番号	(3)

- 1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
- 2 適用範囲  
本規定は、最終沈殿池設備のスカム除去装置の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。
- 3 管理基準 (6-1)①アカ
- |      |                   |
|------|-------------------|
| 項目   | 基準値               |
| 電圧   | 200～220V,400～450V |
| 電流   | 点検記録表適正值欄         |
| 運転管理 | 別途「運転操作要領」による     |
- 4 計測・記録 (6-1)②  
下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。  
(日常巡視点検記録表(機械)2/5)  
項目 終沈スカムスキマー:運転状態
- 5 保守・点検 (6-1)③ア
- |  |      |
|--|------|
| 1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)2/5」により行なう。           | 1回/日 |
| 2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。                    | 1回/月 |
| 3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。                    | 1回/年 |
| 4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。 |      |
- 6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ
- 1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日	制定年月日		
		平成15年10月1日	平成15年10月1日			

5)「最終沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 返送汚泥ポンプ 運転管理標準	標準番号	2-1-3
		整理番号	(4)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、最終沈殿池設備の返送汚泥ポンプの運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アイウカ

項目	基準値
電圧 (VVVF)	200～220V,400～450V
電流 (VVVF)	6.0～9.0A
電流	点検記録表適正值欄
流量	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録 (6-1)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(運転管理記録[1、2系水処理設備][3、4系水処理設備])

項目 返送汚泥ポンプ:流量・弁開閉状態(表示のみ)

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(電気))

項目 返送汚泥ポンプ:電流

(日常巡視点検記録表(機械)2/5)

項目 返送汚泥ポンプ:電流・吐出量

5 保守・点検 (6-1)③アイ

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(電気), (機械)2/5」により行なう。 1回/日

2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月

3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年

4)各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

5 新設・更新 (6-1)④アウ

1)返送汚泥ポンプの更新時にはインバータ化を行なう。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	保守点検4)配管等追加				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加, 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加	実施年月日		制定年月日	
令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	平成15年10月1日		平成15年10月1日		

5)「最終沈殿池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 余剰汚泥ポンプ 運転管理標準	標準番号	2-1-3
		整理番号	(5)

1 目的	
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。	
2 適用範囲	
本規定は、最終沈殿池設備の余剰汚泥ポンプの運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。	
3 管理基準	(6-1)①アイウカ
項目	基準値
電圧	200～220V,400～450V
電流	点検記録表適正值欄
流量	別途「運転操作要領」による
4 計測・記録	(6-1)②
下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。 (運転管理記録[1、2系水処理設備][3、4系水処理設備])	
項目	余剰汚泥ポンプ:流量・弁開閉状態(表示のみ)
下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。 (日常巡視点検記録表(機械)2/5)	
項目	余剰汚泥ポンプ:電流・吐出量
5 保守・点検	(6-1)③アイ
1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)2/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	
6 設備の新設・改修	(6-1)④アウ
1)高効率型電動機の採用を検討する。	

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表番号の追加、 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

6)「汚泥濃縮設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 運転池数管理 管理標準	標準番号	3-1-1
		整理番号	(1)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

濃縮汚泥タンク棟	1号汚泥濃縮タンク
	2号汚泥濃縮タンク

3 管理基準 (6-1)①アカ  
別途「運転操作要領」による

4 計測・記録 (6-1)②  
1) 下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。  
(1) 濃縮汚泥濃度  
2) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。  
(1) 汚泥ゾーンの測定 (3回/日)

5 保守・点検 (6-1)③ア  
1) 日常点検については「業務日誌2」により行なう。  
2) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。  
3) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。  
4) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	課長補佐	制定年月日 平成15年10月1日	

6)「汚泥濃縮設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥かき寄せ機 運転管理標準	標準番号	3-1-1
		整理番号	(2)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

濃縮汚泥タンク棟	1号濃縮汚泥かき寄せ機
	2号濃縮汚泥かき寄せ機

3 管理基準 (6-1)①アカ

- 1) 使用中の濃縮汚泥タンク汚泥かき寄せ機は連続運転とする。
- 2) 電流値管理基準は1.5～2.0Aの範囲とする。
- 3) 汚泥かき寄せ機の号機切替は濃縮汚泥タンクに併せて実施する。
- 4) 号機切替後は外部点検を行い、槽本体との干渉部分の有無を確認する。

4 計測・記録 (6-1)②

- 1) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。(1回/日)
- 1) 濃縮汚泥かき寄せ機電流

5 保守・点検 (6-1)③ア

- 1) 日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。 1回/日
- 2) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
- 3) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
- 4) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

- 1) 汚泥掻き寄せ機の駆動電動機回転数制御方式を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

6)「汚泥濃縮設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥ポンプ 運転管理標準	標準番号	3-1-1
		整理番号	(3)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

濃縮汚泥タンク棟	1号濃縮汚泥ポンプ
	2号濃縮汚泥ポンプ

3 管理基準

(6-1)①アウカ

- 1) 運転台数は常用1台とする。
- 2) 号機の切替は1月毎とする。
- 3) 管理基準は下表のとおりとする。

電流値(A)	吐出圧力(Mpa)	送泥量(m3/h)
5.5~13.0	0.05~0.2	30~60

- 4) 濃縮汚泥流量計の清掃を1回/月行い、送泥量を適正に管理する。

4 計測・記録

(6-1)②

- 1) 下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。
  - (1)濃縮汚泥量
- 2) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。
  - (1)濃縮汚泥ポンプ電流 1回/日
  - (2)濃縮汚泥流量(瞬時) 1回/日
  - (3)濃縮汚泥ポンプ吐出圧力 1回/月

5 保守・点検

(6-1)③アイ

- 1) 日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。 1回/日
- 2) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
- 3) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
- 4) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

- 1) ポンプの回転数制御方式を導入し電動機の消費電力を軽減する。
- 2) 濃縮汚泥配管の布設経路を検討し配管抵抗の低減する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	



6)「汚泥濃縮設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 機械濃縮機 運転管理標準	標準番号	3-1-1
		整理番号	(4)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い、「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

機械濃縮棟	1号機械濃縮機(常圧浮上)	空気圧縮機
	貯留槽攪拌機	薬品注入ポンプ
	薬品注入装置	汚泥ポンプ

3 管理基準

(6-1)①アイウカ

別途「運転操作要領」による

4 計測・記録

(6-1)②

1) 下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

- (1)汚泥供給量・濃度
- (2)濃縮汚泥移送量・濃度
- (3)凝集剤注入量
- (4)濃縮汚泥混合槽液位(表示のみ)

2) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。

- (1)汚泥ポンプ電流 1回/日
- (2)濃縮汚泥流量(瞬時) 1回/日
- (3)空気タンク圧力 1回/日
- (4)汚泥ポンプ吐出圧力 1回/月

5 保守・点検

(6-1)③アイ

- 1) 日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。 1回/日
- 2) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
- 3) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
- 4) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウオ

- 1) 高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
				実施年月日 平成19年3月1日	制定年月日 平成19年3月1日	

7)「汚泥脱水設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 運転基数管理 管理標準	標準番号	3-1-2
		整理番号	(1)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い、「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

汚泥処理棟	1号遠心脱水機	3号遠心脱水機
	2号遠心脱水機	4号遠心脱水機

3 管理基準

(6-1)①アイウカ

- 1) 運転基数は汚泥濃縮タンクの汚泥ゾーンを基準とする。
- 2) 汚泥投入量は10m<sup>3</sup>/h・基を基準とする。
- 3) 汚泥ゾーンが2.5mを超えた場合は遠心脱水機を1基増発させゾーンの回復を図る。
- 4) 汚泥ゾーンが1.5mを下回る場合はゾーンが回復するまで遠心脱水機を1台停止し電力の低減を図る。
- 5) 運転機の連続運転は20日以内とする。
- 6) 号機の切替は停止させる号機が完全停止した後起動させ、運転の重複を避け最大電力の低減を図る。

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

- 1) 遠心脱水機運転時間
- 2) 遠心脱水機汚泥投入流量

5 保守・点検

(6-1)③アイ

- 1) 日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)4/5」により行なう。 1回/日
- 2) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
- 3) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
- 4) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

7)「汚泥脱水設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 消臭剤注入装置 運転管理標準	標準番号	3-1-2
		整理番号	(2)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

汚泥処理棟	1号消臭剤注入ポンプ	1号循環ポンプ
	2号消臭剤注入ポンプ	2号循環ポンプ

3 管理基準

(6-1)①アウカ

- 1) 消臭剤注入ポンプは常用1基とする。
- 2) 消臭剤注入ポンプは交互運転とする。
- 3) 管理基準は以下のとおりとする。

項目	基準値
電圧	200～220V

4 計測・記録

(6-1)②

- 1) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。  
(日常巡視点検記録表(電気), (機械)5/5)

項目	消臭剤注入・循環ポンプ運転状態	(1回/日)
----	-----------------	--------

5 保守・点検

(6-1)③アイ

- 1) 日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。 1回/日
- 2) 各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

- 1) 高効率ポンプの採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
			実施年月日	制定年月日		
			令和 5年4月1日	令和 5年4月1日		

7)「汚泥脱水設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 凝集剤注入装置 運転管理標準	標準番号	3-1-2
		整理番号	(3)
			No.1

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

汚泥処理棟	1号薬品溶解設備	1号薬品移送ポンプ	1号空気圧縮機
	2号薬品溶解設備	2号薬品移送ポンプ	2号空気圧縮機
	3号薬品溶解設備		

3 管理基準

(6-1)①アウカ

- 1) 薬品溶解槽は常用3基運転とする。
- 2) 薬品移送ポンプ、空気圧縮機は常用1基とする。
- 3) 薬品移送ポンプ、空気圧縮機の号機切替は1月毎とする。
- 4) 管理基準は下表のとおりとする。

	電流値(A)	吐出圧力(Mpa)
薬品溶解槽攪拌機	11~22	—
薬品移送ポンプ	6~14	0.17~0.30
空気圧縮機	—	0.5~0.9

- 5) 薬品溶解槽攪拌機は薬品溶解濃度により運転時間をタイマーで調節し、電力の低減を図る。

薬品溶解濃度(%)	0.2	0.17	0.15	0.12
攪拌機運転時間(min)	50~60	45~55	40~50	35~45

- 6) 薬品移送ポンプの運転時間を管理し、ポンプの摩耗による薬品移送ロスを低減する。
- 7) 薬品コンテナの圧縮空気注入量は適切に調整し、電動機の負荷の軽減を図る。

4 計測・記録

(6-1)②

- 1) 下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(1)薬品溶解槽液位

- 2) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。

- |                |        |
|----------------|--------|
| (1)薬品溶解槽攪拌機電流  | (1回/日) |
| (2)薬品移送ポンプ電流   | (1回/日) |
| (3)空気圧縮機吐出圧力   | (1回/日) |
| (4)薬品移送ポンプ吐出圧力 | (1回/月) |

7)「汚泥脱水設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 凝集剤注入装置 運転管理標準	標準番号	3-1-2
		整理番号	(3)
			No.2

- 5 保守・点検 (6-1)③アイ
- 1) 日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。 1回/日
  - 2) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
  - 3) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
  - 4) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

- 6 設備の新設・改修 (6-1)④アウオ
- 1) 薬品移送配管の布設経路を検討し、配管抵抗を低減する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		

7)「汚泥脱水設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥ポンプ 運転管理標準	標準番号	3-1-2
		整理番号	(4)
			No.1

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

汚泥処理棟	1号給泥ポンプ	1号ケーキ移送ポンプ
		2号ケーキ移送ポンプ
	2号給泥ポンプ	3号ケーキ移送ポンプ
		4号ケーキ移送ポンプ

3 管理基準

(6-1)①アイウカ

- 1) 給泥ポンプの運転台数は常用1台とし、号機の切替は1月毎とする。
- 2) ケーキ移送ポンプの運転は遠心脱水機の連動運転とする。
- 3) 管理基準は下表のとおりとする。

	電流値 (A)	吐出圧力 (Mpa)
給泥ポンプ	32～44	0.17～0.21
ケーキ移送ポンプ	20～30	0.2～0.5

- 4) 濃縮汚泥貯留槽の液位は1.1m～2.8mで管理し、給泥ポンプの全揚程を下げ電力の低減を図る。
- 5) ケーキ移送ポンプは運転時間を管理し、ポンプの摩耗による汚泥移送ロスを低減する。

4 計測・記録

(6-1)②

- 1) 下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1)濃縮汚泥貯留槽液位    | (3)ケーキ移送量 |
| (2)ケーキ移送ポンプ運転時間 |           |

- 2) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1)給泥ポンプ電流      | 1回/日 |
| (2)ケーキ移送ポンプ電流   | 1回/日 |
| (3)給泥ポンプ吐出圧力    | 1回/月 |
| (4)ケーキ移送ポンプ吐出圧力 | 1回/月 |

7)「汚泥脱水設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥ポンプ 運転管理標準	標準番号	3-1-2
		整理番号	(4)
			No.2

- 5 保守・点検 (6-1)③アイ
- 1) 日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。 1回/日
  - 2) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
  - 3) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
  - 4) 各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

- 6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ
- 1) スクリューコンベヤの採用

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	保守点検4)配管等追加				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加	実施年月日		制定年月日	
	令和 5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	平成15年10月1日		平成15年10月1日	

7)「汚泥脱水設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥脱水機 運転管理標準	標準番号	3-1-2
		整理番号	(5)
			No.1

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

汚泥処理棟	1号遠心脱水機	3号遠心脱水機
	2号遠心脱水機	4号遠心脱水機

3 管理基準

(6-1)①アイウカ

1) 日常管理

区分	管理項目	基準
1	汚泥投入量(m <sup>3</sup> /h)	10
2	駆動用電動機電流値(A)	40～65
3	差速用電動機電流値(A)	12～30
4	汚泥供給ポンプ電流(A)	5.0～8.0
5	汚泥供給ポンプMV値(%)	75以下
6	薬品供給ポンプ電流(A)	2.0～4.0
7	薬品供給ポンプMV値(%)	60以下
8	回転速度(rpm)	2600
9	差速値(rpm)	2.0～20.0
10	トルク値(N・m)	30以下
11	振動値(mm/s)	20以下

2) 定期管理

区分	管理項目	基準
1	ケース内ケーキ排出部清掃	停止の都度
2	主軸受給脂	2回/月
3	コンベアベアリング給脂	1回/月
4	ギアボックスオイル交換	1回/6ヶ月

3) 運転時ケース表面温度が上昇した場合は停止し、カバー内部を清掃することで電力の低減を図る。

4) 号機の切替は夜間電力を利用できる時間帯に行うものとする。

5) 汚泥ケーキ含水率は4回/日測定し、薬品供給量を適切に管理する。

6) 汚泥供給ポンプ、薬品供給ポンプのMV値監視によりポンプの供給ロスを低減する。

7) 差速値、トルク値は汚泥ケーキ含水率が向上するよう適切に設定し、管理する。



7)「汚泥脱水設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚泥脱水機 運転管理標準	標準番号	3-1-2
		整理番号	(5)
			No.2

4 計測・記録 (6-1)②

1) 下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1)投入汚泥濃度 | (3)薬品注入流量  |
| (2)汚泥投入流量 | (4)脱水機運転時間 |

2) 下記項目の現場計器について定期的に記録する (1回/日)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1)駆動用電動機電流値  | (6)薬品供給ポンプMV値 |
| (2)差速用電動機電流値  | (7)回転速度       |
| (3)汚泥供給ポンプ電流  | (8)差速値        |
| (4)汚泥供給ポンプMV値 | (9)トルク値       |
| (5)薬品供給ポンプ電流  | (10)振動値       |

5 保守・点検 (6-1)③アイ

- |   |      |
|---|------|
| 1) 日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)4/5」により行なう。                 | 1回/日 |
| 2) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。                          | 1回/月 |
| 3) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。                          | 1回/年 |
| 4) 各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。 |      |

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

- 1) 圧力式スクリュープレス脱水機の採用

	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
改訂履歴	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	保守点検4)配管等追加				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		

8)「砂ろ過設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 砂ろ過器 運転管理標準	標準番号	4-1-1
		整理番号	(1)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

砂ろ過棟	1号砂ろ過器	4号砂ろ過器
	2号砂ろ過器	5号砂ろ過器
	3号砂ろ過器	

3 管理基準

(6-1)①アカ

1) 日常管理

管理項目	基準				
	1号	2号	3号	4号	5号
高圧(Mpa)	0.01~0.09		0.01~0.1	0.01~0.1	
低圧(Mpa)	0.01~0.08		0.01~0.1	0.01~0.1	
処理水量(m <sup>3</sup> /h)	10~30		70~90	50~80	

2) 定期管理

管理項目	基準
ろ材補給	1回/年

4 計測・記録

(6-1)②

1) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。

(1)高圧	1回/月
(2)低圧	1回/月
(3)処理水量	1回/月
(4)洗浄水量	1回/月
(5)空洗流量	1回/月

5 保守・点検

(6-1)③ア

1) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。

1回/月

2) 各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

その他の運転方式を検討し負荷を軽減する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
				実施年月日 令和5年4月1日		制定年月日 令和5年4月1日

8)「砂ろ過設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 砂ろ過器付帯設備 運転管理標準	標準番号	4-1-1
		整理番号	(2)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

砂ろ過棟	1号逆洗ポンプ	1号逆洗ブロー
	2号逆洗ポンプ	2号逆洗ブロー
	3号逆洗ポンプ	3号逆洗ブロー

3 管理基準

(6-1)①アウカ

管理項目	基準					
	逆洗ポンプ			逆洗ブロー		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号
電流(A)	20~34		50~80	-		30~50
吐出圧力(Mpa)	0.01~0.25		0.01~0.25	0.01~0.08		0.045以下

4 計測・記録

(6-1)②

1) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。

(1)電流値	1回/月
(2)吐出圧力	1回/月

5 保守・点検

(6-1)③アイ

- 1) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
- 2) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
- 3) 各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

2) 高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
				実施年月日 令和5年4月1日	制定年月日 令和5年4月1日	

8)「砂ろ過設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 雑用水移送ポンプ 運転管理標準	標準番号	4-1-1
		整理番号	(3)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

砂ろ過棟	1号汚泥処理棟雑用水移送ポンプ	1号沈砂池雑用水移送ポンプ
	2号汚泥処理棟雑用水移送ポンプ	2号沈砂池雑用水移送ポンプ

3 管理基準

(6-1)①アウカ

管理項目	基準	
	汚泥処理棟雑用水移送ポンプ	沈砂池雑用水移送ポンプ
電流(A)	5~7	5~6
吐出圧力(Mpa)	0.09~0.15	0.12~0.15

4 計測・記録

(6-1)②

1) 下記項目の現場計器について定期的に記録する。

(1)電流値	1回/月
(2)吐出圧力	1回/月

5 保守・点検

(6-1)③アイ

- 1) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
- 2) 年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年
- 3) 各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

- 2) 高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
				実施年月日 令和5年4月1日	制定年月日 令和5年4月1日	

9)「脱臭設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 酸アルカリ洗浄脱臭設備 運転管理標準	標準番号	4-1-2
		整理番号	(1)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、脱臭設備の酸アルカリ洗浄脱臭設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アウカ

項目	基準値
電圧	200～220V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

・脱臭運転時間は、四季及び機器の状況等により変更を行なう。

4 計測・記録 (6-1)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。  
(運転管理記録[沈砂池脱臭設備][1系水処理脱臭設備][2系水処理脱臭設備][汚泥脱臭設備])

項目 液位・ポンプ運転時間(記録のみ)

下記項目について、1月1回巡視点検時に記録する。

(月例点検記録表)

項目 電流・ファン圧力・ポンプ吐出量・液位・PH

5 保守・点検 (6-1)③アイ

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)1/5,2/5,5/5」により行なう。 1回/日

2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月

3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年

4)各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

1)活性炭吸着脱臭設備の採用

	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
改訂履歴	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	保守点検4)配管等追加				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の点検記録表の変更、 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加	実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				

9)「脱臭設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 活性炭吸着脱臭設備 運転管理標準	標準番号	4-1-2
		整理番号	(2)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、脱臭設備の活性炭吸着脱臭設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アウカ

項目	基準値
電圧	200～220V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

・脱臭運転時間は、四季及び機器の状況等により変更を行なう。

4 計測・記録 (6-1)②

下記項目について、1月1回巡視点検時に記録する。

(月例点検記録表)

項目	電流・ファン圧力
----	----------

5 保守・点検 (6-1)③アイ

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。	1回/日
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	保守点検4)配管等追加				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の巡視点検回数・点検記録表の変更、保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加	実施年月日	制定年月日		
令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	平成15年10月1日	平成15年10月1日			

10)「受電・配電設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 変圧器 運転管理標準	標準番号	4-1-3
		整理番号	(1)

1 目的

本規定は、省エネ法の「エネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「抵抗等による電気の損失の防止」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、受電・配電設備の変圧器の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準

(5-2)①アイ

項目	基準値
需要率	60%以上
電流・電力・温度	点検記録表適正值欄
油量・油温度・窒素圧力	〃 (特高)

4 計測・記録

(5-2)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(運転管理日報[特高設備])

項目 特高変圧器2次側:電圧・電流・電力・周波数・電力量・無効電力量

(運転管理日報[受変電設備(1/3~2/3)])

項目 照明変圧器1次、No.1動力変圧器1次、No.2動力変圧器1次:電流・電力量

(運転管理日報[受変電設備(3/3)])

項目 (第1水処理)動力変圧器1次、照明変圧器1次:電流・電力量

(第2水処理)No.1動力変圧器1次:電流・電力量

(No.1送風機棟)補機動力変圧器1次:電流

下記項目について、1日1回巡視点検時に記録する。

(特高変電設備所巡視点検記録表)

項目 特高変圧器2次盤:電流・電力・電圧・電力量・無効電力量

主変圧器No.2:オイルレベル・オイル温度・窒素圧力

5 保守・点検

(5-2)③

- 1)日常点検については「特高変電所巡視点検記録表」により行なう。 1回/日
- 2)月例点検については「東部浄化センター受変電設備点検表」により行なう。 2回/月
- 3)年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。 1回/年
- 4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。

※保守・点検は電気工作物保安規程による

6 設備の新設・改修

(5-2)④ア

1)変圧器の新設・更新時に高効率変圧器の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		

10)「受電・配電設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 配電設備 運転管理標準	標準番号	4-1-3
		整理番号	2)

1 目的  
本規定は、省エネ法の「エネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「抵抗等による電気の損失の防止」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、受電・配電設備の配電設備の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準 (5-2)①アイオカ

項目	基準値
需要率	60%以上
最大電力	1,850kw以下
配電端電圧	6400～7200V,400～430V,200～225V, 95～115V
夜間電力使用率	50%以上
配置・配電方式	設備の増設及び更新時に適切となるよう再検討する
電圧不均衡防止	三相電源に単相負荷の接続は原則的に行わないものとする 臨時に必要な場合は主任技術者の指示による

4 計測・記録 (5-2)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(運転管理日報[特高設備])

項目 受電1次側:受電電流  
特高変圧器2次側:電圧・電流・電力・周波数・特高受電電力量

(運転管理日報[受変電設備(1/3～3/3)])

項目 電流・電力・電力量・変圧器1次電流、電力量

(機械濃縮棟受変電設備 日報 1/2～2/2)

項目 受電:電圧・電流・電力  
動力電力量・照明電力量・C/C電力量

毎月の受電状況については中部電力(株)(株)からの検針票より転記する。

(第一種電気管理指定工場記録)

項目 購入電力量・夜間電力量・昼間電力量

5 保守・点検 (5-2)③

- 1) 日常点検については「特高変電設備所巡視点検記録表」により行なう。 1回/日
- 2) " " 「日常巡視点検記録表(電気)」により行なう。 1回/日
- 3) 月例点検については「東部浄化センター受変電設備点検表」により行なう。 2回/月
- 4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。 1回/年
- 5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。

※保守・点検は電気工作物保安規程による

6 設備の新設・改修 (5-2)④ア

1) 新設・改修時には適切な配電路となるよう検討する。

	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
改訂	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	管理項目の追加(電圧不均衡防止)				
履歴	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加	実施年月日	平成15年10月1日		制定年月日
	平成21年4月1日	管理基準の最大電力値の変更、計測記録の機械濃縮棟受変電設備追加、保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				



11)「力率改善」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 受電端力率 運転管理標準	標準番号	4-1-4																
		整理番号	(1)																
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「エネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「抵抗等による電気の損失の防止」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本規定は、一般送配電事業者からの受電力率改善を行なうための受電端力率の計測・記録、保守・点検に適用する。</p> <p>3 管理基準 (5-2)①イウ</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>基準値</td> </tr> <tr> <td>受電力率</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>変電設備力率</td> <td>98%以上</td> </tr> </table> <p>4 計測・記録 (5-2)②</p> <p>下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。  (運転管理日報[特高設備])  項目 特高変圧器2次:力率  (運転管理日報[受変電設備1/3~3/3])  項目 力率  (機械濃縮棟受変電設備 日報 1/2)  項目 力率  毎月の受電状況については電力需給契約会社からの検針票により転記する。  (第一種電気管理指定工場記録)  項目 力率・昼間有効電力量・昼間無効電力量</p> <p>5 保守・点検 (5-2)③</p> <table border="1"> <tr> <td>1) 日常点検については「特高変電設備所巡視点検記録表」により行なう。</td> <td>1回/日</td> </tr> <tr> <td>2) 〃 〃 「日常巡視点検記録表(電気)」により行なう。</td> <td>1回/日</td> </tr> <tr> <td>3) 月例点検については「東部浄化センター受変電設備点検表」により行なう。</td> <td>2回/月</td> </tr> <tr> <td>4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。</td> </tr> </table> <p>※保守・点検は電気工作物保安規程による</p>				項目	基準値	受電力率	98%以上	変電設備力率	98%以上	1) 日常点検については「特高変電設備所巡視点検記録表」により行なう。	1回/日	2) 〃 〃 「日常巡視点検記録表(電気)」により行なう。	1回/日	3) 月例点検については「東部浄化センター受変電設備点検表」により行なう。	2回/月	4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。	1回/年	5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。	
項目	基準値																		
受電力率	98%以上																		
変電設備力率	98%以上																		
1) 日常点検については「特高変電設備所巡視点検記録表」により行なう。	1回/日																		
2) 〃 〃 「日常巡視点検記録表(電気)」により行なう。	1回/日																		
3) 月例点検については「東部浄化センター受変電設備点検表」により行なう。	2回/月																		
4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。	1回/年																		
5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。																			
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長													
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更																	
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加																	
	平成21年4月1日	計測記録の機械濃縮棟受変電設備追加 保守点検の1)日常巡視点検記録表番号の追加																	
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日														

11)「力率改善」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 進相コンデンサ 運転管理標準	標準番号	4-1-4
		整理番号	(2)

1 目的

本規定は、省エネ法の「エネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「抵抗等による電気の損失の防止」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、一般送配電事業者からの受電力率改善を行なうための進相コンデンサの運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準

(5-2)①ウエ

項目	基準値
受電力率	98%以上
変電設備力率	98%以上
電流	点検記録表適正值欄

4 計測・記録

(5-2)②

下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(運転管理日報[特高設備])

項目 特高変圧器2次:力率

(運転管理日報[受変電設備1/3~2/3])

項目 力率

下記項目について1日1回巡視点検時に記録する。

(日常巡視点検記録表(電気))

項目 コンデンサ:電流

毎月の受電状況については電力需給契約会社からの検針票により転記する。

(第一種電気管理指定工場記録)

項目 力率・昼間有効電力量・昼間無効電力量

5 保守・点検

(5-2)③

- 1) 日常点検については「特高変電設備所巡視点検記録表」により行なう。 1回/日
- 2) 〃 「日常巡視点検記録表(電気)」により行なう。 1回/日
- 3) 月例点検については「東部浄化センター受変電設備点検表」により行なう。 2回/月
- 4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。 1回/年
- 5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。

※保守・点検は電気工作物保安規程による

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の日常巡視点検記録表の変更 保守点検の2)日常巡視点検記録表の変更				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

12)「空調設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 温水ボイラ 運転管理標準	標準番号	4-2-1
		整理番号	(1)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(2)加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、空調設備の温水ボイラの運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準

(2-2)①アイウ

給排気ファン、各種ポンプ、空調機の適正電流値を設定し管理する

項目	基準値
電流	点検整備記録表適正值欄
水頭圧	9～11m
温度設定	40℃以下

4 計測・記録

(2-2)②アイ

(点検整備記録表)

項目 ボイラー設備:運転時間、燃料使用量、電流、排煙濃度、水頭圧、温度

5 保守・点検

(2-2)③アウ

- |  |      |
|--|------|
| 1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。           | 1回/日 |
| 2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。                    | 1回/月 |
| 3)年次点検については「法定検査」により行なう。                       | 1回/年 |
| 4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。 |      |

6 設備の新設・改修

(2-2)④アイ

- 1)パッケージエアコンの採用

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の点検記録表の変更				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日	平成15年10月1日	制定年月日	平成15年10月1日

12)「空調設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 冷温水発生装置 運転管理標準	標準番号	4-2-1
		整理番号	(2)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(2)加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、空調設備の冷温水発生装置の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準

(2-2)①アイウ

各種ポンプ、冷温水発生装置の適正電流値を設定し管理する

項目 基準値

電流 点検記録表適正值欄

運転管理 暖房運転:12月～3月(8時～17時)

冷房運転:7月～9月(0時～24時)

ただし、運転期間は外気温により変更する。

4 計測・記録

(2-2)②アイ

(点検整備記録表)

項目 冷温水発生装置:電流、ポンプ吐出圧、水頭圧、温度、排煙濃度、燃料使用量

5 保守・点検

(2-2)③アウ

1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。 1回/日

2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月

3)年次点検については「法定検査」により行なう。 1回/年

4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(2-2)④アイ

1)パッケージエアコンの採用

	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
改訂履歴	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の点検記録表の変更				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		

12)「空調設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 エアコン 運転管理標準	標準番号	4-2-1
		整理番号	(3)

- 1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(2)加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。
- 2 適用範囲  
本規定は、空調設備のエアコンの運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。
- 3 管理基準 (2-2)①アイ  
給排気ファン、各種ポンプ、空調機の適正電流値を設定し管理する  
項目 基準値  
電流 点検記録表適正值欄  
温度設定 冬 19℃  
夏 28℃
- 4 計測・記録 (2-2)②アイ  
(点検整備記録表)  
項目 空調機:電流、圧力、温度
- 5 保守・点検 (2-2)③アウ  
1)日常点検については「日常巡視点検記録表(機械)5/5」により行なう。 1回/日  
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月  
3)年次点検については「法定検査」により行なう。 1回/年  
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。
- 6 設備の新設・改修 (2-2)④アイ  
1)パッケージエアコンの採用

	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
改訂履歴	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	計測記録の点検記録表の変更				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		

13)「給湯設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 電気温水器 運転管理標準	標準番号	4-2-2
		整理番号	(1)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(2)加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、給湯設備の電気温水器の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。

3 管理基準

(2-2)①キク

電気温水器の適正温度値を設定し管理する

項目	基準値
温度	95℃
運転管理	運転: 平日8:30~17:00

4 計測・記録

(2-2)②ウ

下記項目について1月1回巡視点検時に記録する。

項目	管理棟: 設定温度
----	-----------

5 保守・点検

(2-2)③イウ

- 1) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月
- 4) 点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(2-2)④アウ

- 1) その他の運転方式を検討し負荷を軽減する。
- 2) 配管の布設経路を検討し配管抵抗の低減する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		

13)「給湯設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 ガス給湯器 運転管理標準	標準番号	4-2-2			
		整理番号	(2)			
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(2)加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本規定は、給湯設備のガス給湯器の運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。</p> <p>3 管理基準 (2-2)①キク ガス給湯器の適正温度値を設定し管理する 項目 基準値 温度 40℃ 運転管理 運転: 平日8:30~17:00</p> <p>4 計測・記録 (2-2)②ウ 下記項目について1月1回巡視点検時に記録する。 項目 管理棟: 設定温度</p> <p>5 保守・点検 (2-2)③イウ 1) 月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月 4) 点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>6 設備の新設・改修 (2-2)④アウ 1) その他の運転方式を検討し負荷を軽減する。 2) 配管の布設経路を検討し配管抵抗の低減する。</p>						
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成15年10月1日	制定年月日 平成15年10月1日		

14)「換気設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 給排気ファン 運転管理標準	標準番号	4-2-3			
		整理番号	(1)			
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本規定は、換気設備の給気ファンの運転管理、計測・記録、保守・点検、新設処置に適用する。</p> <p>3 管理基準 (6-1)①アウ 給気ファンの適正電流値を設定し管理する 項目 基準値 電流 点検記録表適正值欄</p> <p>4 計測・記録 (6-1)② (点検整備記録表) 項目 沈砂池ポンプ棟・送風機棟・水処理棟・本館・第1水処理電気室・第2水処理電気室</p> <p>5 保守・点検 (6-1)③アイ 1)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月 2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年 3)各点検により配管等を含め不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>6 設備の新設・改修 (6-1)④アイウ 1)インバーター方式を検討し電動機の負荷を軽減する。 2)配管の布設経路を検討し配管抵抗の低減する。</p>						
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成17年12月1日	保守点検4)配管等追加				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加、排気ファンと合体				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	



15)「昇降機設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 エレベータ 運転管理標準	標準番号	4-2-4			
		整理番号	(1)			
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本規定は、昇降機設備のエレベータの運転管理、保守・点検に適用する。</p> <p>3 管理基準 不要時にかご内の照明、換気ファンの電源を切る。</p> <p>4 計測・記録</p> <p>5 保守・点検 (6-2)③イ 1)月例点検についてはメーカーによるメンテナンス報告書により行なう。 1回/月</p> <p>6 設備の新設・改修 (6-2)④アウ 1)その他の運転方式を検討し負荷を軽減する。</p>						
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	令和 5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日		制定年月日	
			平成19年3月1日		平成19年3月1日	

15)「照明器具設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 照明器具設備 運転管理標準	標準番号	4-3-1
		整理番号	(1)
			No.1

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

東部浄化センター	照明設備
----------	------

3 管理基準

(6-2)①ア

(1)照度の基準

JIS Z9110照度基準に規定された照度基準,労働安全衛生規則第604条、事務所衛生規則第10条及び下水道事業団設計基準に基づき下記の場所ごとに基準照度を維持すること。

- ・ 事務室・会議室
- ・ 水質試験室
- ・ 電気室
- ・ 廊下・便所
- ・ 中央操作室

(2)電圧変動率の基準

電圧変動が大きいとランプ等の寿命が短くなるので標準電圧に対し、以下の値に維持すること。

標準電圧 維持すべき値

100V 101V±6V

200V 202V±20V

(3)日常の管理

- ・窓際等の場所においては、昼光の利用を心がける。
- ・各部屋において、不在時及び12:00～13:00は消灯をする。

15)「照明器具設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 照明器具設備 運転管理標準	標準番号	4-3-1
		整理番号	(1)
			No.2
4 計測・記録 (6-2)②			
電圧及び電力の計測及び記録は次のとおり行う。			
(1) 1回／日計測し、結果を記録する。			
(2) 測定場所は以下の場所とする。			
沈砂池ポンプ棟電気室	照明変圧器盤		
第一水処理電気室	照明変圧器盤		
汚泥棟電気室	照明変圧器盤		
機械濃縮棟電気室	照明変圧器盤		
5 保守・点検 (6-2)③ア			
照明設備の保守及び点検は以下のとおり行う。			
(1) ランプが点灯しなくなったもの、一定限度まで暗くなったもの(管端の黒化が著しいもの)は有効寿命がきたものとして速やかに新品と取替える。ランプの寿命は、以下のとおりとする。			
蛍光灯	12,000時間(1日8時間の使用で4年～5年程度)		
LED	50,000時間(1日8時間の使用で17年～18年程度)		
6 設備の新設・改修 (6-2)④アイ			
(1) 蛍光灯照明器具及び蛍光管については以下のとおりとする。			
長野市役所環境保全率先実行計画のグリーン購入に関する特定調達品目及び環境物品選定のための判断基準による。			
(2) 水銀灯については高圧ナトリウムランプやメタルハライドランプ等の効率の高いものを考慮すること。			
(3) 清掃、光源の交換等保守が容易な照明器具を選択すると共に保守のしやすい場所にする。			
(4) 照明器具の選択には、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合照明効率を考慮すること。			
(5) 昼光を利用できる照明器具については減光できるものを考慮すること。			
(6) 誘導灯を更新する場合は、高輝度型のものにする。			

15)「照明器具設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 照明器具設備 運転管理標準	標準番号	4-3-1
		整理番号	(1)
			No.3

下水道事業団設計基準を以下に示す

室名	標準照度 [lx]	室名	標準照度 [lx]	室名	標準照度 [lx]
場長室	750	天秤室	500	薬品貯留・投入室	300
事務室	750	細菌室	500	薬品溶解室	200
会議室	500	薬品室	300	汚泥ポンプ室	200
電気室	100	低温室	100	機械濃縮機室	200
自家発電機室	200	恒温室	100	焼却炉室	200
風除室	100	試験ガスボンベ庫	200	器材倉庫	100
玄関ホール	100	コンプレッサ室	200	工作室	500
屋外との主な 出入口(外部)	100	ゲート操作室	200	脱臭機室	200
		沈砂池機械室	200	前室	200
展示ホール	500	コンベヤ室	200	ダクト室、PS、DS等	200
脱衣室	150	配管室	200		
浴室	200	軸受室	200		
便所	200	ポンプ室	200		
洗面所	200	ポンプモータ室	200		
湯沸し室	200	ホッパ室	200		
更衣室	200	沈砂・しき搬出室	200		
車庫	75	マンホールポンプ 上屋	200		
配線室	300				
廊下	100	送風機室	200		
地上階階段室	150	フィルター室	200		
地下階階段室	150	消音室	200		
管理制御室	500	上屋	200		
資料室・書庫	200	ロータ室	200		
食堂	300	管廊	100		
作業員控室	200	次亜塩素酸 ナトリウムタンク室	200		
仮眠室	200				
理化学試験室	500	注入機室	200		
研究室	500	脱水機室	200		
生物試験室	500	ケーキ貯留ホッパ室	200		
機器分析室	500	ケーキ搬出室	200		

15)「照明器具設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 照明器具設備 運転管理標準	標準番号	4-3-1
		整理番号	(1)
			No.4

事務所の照度基準

(JIS Z 9110)

領域、作業又は活動の種類		照度[lx]	
作業	設計、製図	750	
	キーボード操作、計算	500	
執務 空間	設計室、製図室	750	
	事務室	750	
	役員室	750	
	診察室	500	
	印刷室	500	
	電子計算機室	500	
	調理室	500	
	集中監視室、制御室	500	
	守衛	500	
	受付	300	
	共用 空間	会議室	500
		応援室	500
宿直室		300	
食堂		300	
喫茶店、オフィ斯拉ウンジ、 湯沸室		200	
休憩室		100	
書庫		200	
倉庫		100	
更衣室		200	
化粧室		300	
便所、洗面所		200	
電気室、機械室、電気・機械 室などの配電盤及び計器盤		200	

領域、作業又は活動の種類		照度[lx]
共用 空間	階段	150
	屋内非常階段	50
	廊下、エレベータ	100
	エレベータホール	300
	玄関ホール(昼間)	750
	玄関ホール(夜間)、 玄関(車寄せ)	100

◇事務所の照度……「労働安全衛生規則604条」及び「事務所衛生基準規則第10条」

精密な作業	300ルクス以上(注1)
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

(1)「精密な作業」には、製図作業、約2mm以下の文字を継続  
してみる作業をいう。

(2)「普通の作業」には、一般に行われている事務所作業をいう

改訂 履 歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	適用範囲の汚水ポンプ場は別途ポンプ場管理標準で定めるため削除				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

15)「照明システム」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 屋内照明 運転管理標準	標準番号	4-3-2
		整理番号	(1)

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

対象施設	対象設備
東部浄化センター	屋内照明システム

3 管理基準

(6-2)①ア

(1) 日常の管理基準

- ・管理棟及び汚泥処理棟事務室、水質試験室(以下「事務室等」という。)については、昼休み、始業前及び就業後については、不要な室内照明の消灯をすること。
- ・事務室等の窓際については、昼光利用をすること。
- ・不在時については、消灯すること。
- ・ノー残業デーの徹底を図り、照明の点灯時間を効率的にすること。

4 計測・記録

(6-2)②

- (1) 汚泥処理棟事務室等について点灯・消灯時間を記録すること。 1回/日

5 保守・点検

(6-2)③ア

- (1) 巡視時に不在室等の消灯の確認をすること。

6 設備の新設・改修

(6-2)④アイ

- (1) 昼光センサを利用した昼光利用制御を検討すること。  
 (2) タイムスケジュール、人感センサ等を利用した照明自動点滅制御の導入を検討すること。  
 (3) 過度照度を避けるために調光可能な適正照度制御システムの検討をすること。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	適用範囲の汚水ポンプ場は別途ポンプ場管理基準で定めるため削除				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

15)「照明システム」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 屋外照明 運転管理標準	標準番号	4-3-2
		整理番号	(2)
			No.1

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

対象施設	対象設備
東部浄化センター	外灯・街路灯

3 管理基準

(6-2)①ア

(1)点灯時間の管理基準

タイマースケジュール制御により点灯・消灯をするものとする。

なお、点灯時間については運転操作要領1-W.外灯・街路灯の点灯時間による。

(2)電圧変動率の基準

電圧変動が大きいと水銀灯の寿命が短くなるので標準電圧に対し、以下の値に維持すること。

標準電圧 維持すべき値

100V 101V±6V

200V 202V±20V

(3)日常の管理

不必要時は消灯をすること。

15)「照明システム」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 屋外照明 運転管理標準	標準番号	4-3-2
		整理番号	(2)
			No.2

- 4 保守・点検 (6-2)③ア
- (1) タイマーの設定時間及び現在時間の確認 1回/月
  - (2) 不必要個所の消灯確認(タイマー設定箇所以外) 1回/日
- 5 設備の新設・改修 (6-2)④アイ
- (1) タイマーが設置されていないところについてはタイマー又は自動点滅器の設置を考慮すること。
  - (2) タイマーのみが設置されているところについては自動点滅器を併設し不必要時間に消灯が出来るシステムとなるように考慮すること。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成17年4月1日	管理項目の追加対象設備の区分け変更				
	平成19年3月1日	法改正による判断基準No.追加				
	平成21年4月1日	適用範囲の汚水ポンプ場は別途ポンプ場管理標準で定めるため削除				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	実施年月日	制定年月日		
		平成15年10月1日	平成15年10月1日			



# 汚水ポンプ場エネルギー管理標準

川合新田汚水ポンプ場

新諏訪汚水ポンプ場

安茂里汚水ポンプ場

令和5年 4月 1日

長野市上下水道局下水道施設課

汚水ポンプ場 エネルギー管理標準 総則

1 目的	この基準は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に規定された事業者の「判断基準」に従い汚水ポンプ場におけるエネルギーの使用の合理化を図り、目標を達成するために定める。
2 適用範囲	この基準書は下水道施設課所管の汚水ポンプ場におけるエネルギーの使用の合理化推進のためエネルギー使用設備の管理に適用する。
3 標準改廃	この基準書の改廃は「エネルギー管理標準改定履歴書」に基づき実施する。
4 管理業務の推進体制	汚水ポンプ場におけるエネルギーの使用の合理化を推進するために下水道施設課長をリーダーとし、下水道施設課管理担当者及び維持管理業務委託の受注者により構成する。
5 対象ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新諏訪汚水ポンプ場</li> <li>・川合新田汚水ポンプ場</li> <li>・安茂里汚水ポンプ場</li> </ul>
6 管理項目と対象設備	<p>(1) 管理項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 抵抗等による電気の損失の防止</li> <li>2) 電気の動力、熱等への変換の合理化</li> </ol> <p>(2) 対象設備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 沈砂池設備</li> <li>2) 主ポンプ設備</li> <li>3) 脱臭設備</li> <li>4) 受電・配電設備</li> <li>5) 力率改善</li> <li>6) 換気設備</li> <li>7) 照明器具設備</li> </ol>
7 管理標準の項目と内容	<p>(1) 目的</p> <p>(2) 適用範囲</p> <p>(3) 管理標準値 各設備の電圧・電流・電力・力率等の管理基準値</p> <p>(4) 計測・記録 各設備の運転時間・水量・水位・電圧・電流・電力量・力率等の定期計測と記録</p> <p>(5) 保守・点検 正常な運転を維持するための定期的な点検、整備の計画及び実施の記録。 異常状況の報告・改善</p> <p>(6) 設備の新設・改修</p>
8 記録の保管	下水道施設課

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	担当	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	新諏訪汚水ポンプ場の更新及び法改正による判断基準No.追加					
				実施年月日 平成15年10月1日		制定年月日 平成15年10月1日	

## 目次

### 1 前処理工程

#### 1-1 電気使用設備

##### 1-1-1 沈砂池設備

(1) スクリーンかす設備 ----- 1

(2) 汚水沈砂設備 ----- 2

##### 1-1-2 主ポンプ設備

(1) 汚水ポンプ設備 ----- 3

(2) 水中攪拌機 ----- 4

### 2 その他の主要エネルギー消費設備

#### 2-1 電気使用設備

##### 2-1-1 脱臭設備

(1) 活性炭吸着脱臭設備 ----- 5

##### 2-1-2 受電・配電設備

(1) 変圧器 ----- 6

(2) 配電設備 ----- 7

##### 2-1-3 力率改善

(1) 受電端力率 ----- 8

(2) 進相コンデンサ ----- 9

#### (2-2) 建築付帯設備

##### (2-2)-1 換気設備

(1) 給気ファン ----- 10

(2) 排気ファン ----- 11

#### 2-3 照明設備

##### 2-3-1 照明器具設備

(1) 照明器具設備 ----- 12

##### 2-3-2 照明システム

(1) 屋内照明 ----- 16

(2) 屋外照明 ----- 17

東部浄化センターエネルギー管理標準 改定履歴

改定年月日	主な改定内容	備考
平成17年7月1日	制定	
平成21年4月1日	新諏訪汚水ポンプ場の更新に伴うもの及び法改正による判断基準No.の追加	法改正
令和 5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更	法改正

関連文書一覧表

<随時更新>

文書の名称	発行年月日	備考
長野市上下水道局エネルギー管理要領	平成25年 4月 1日	長野市上下水道局
長野市上下水道局電気工作物保安規程	令和 5年 2月 1日	長野市上下水道局
運転操作要領	令和 5年 4月 1日	下水道施設課
下水道維持管理指針 2014年度	平成26年 9月12日	日本下水道協会
維持管理業務委託保守業務仕様書	令和 5年 4月 1日	下水道施設課
業務日誌	毎日	業務受注者
月例点検表	毎月	業務受注者
運転管理月報	毎月	下水道施設課
運転管理年報	毎年	下水道施設課
維持管理年報	毎年	下水道施設課
機能診断票	毎年	下水道施設課
長野市環境マネジメントシステムマニュアル	令和 5年 4月 1日	長野市
長野市役所環境保全率先実行計画	令和 3年 5月24日	長野市
長野市役所温暖化防止実行計画	令和 4年 4月	長野市

1)「沈砂池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 スクリーンかす設備 運転管理標準	標準番号	1-1-1
		整理番号	(1)
			ポンプ場

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、沈砂池設備のスクリーンかす設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アカ

項目	基準値
電圧	400～430V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による ・24hタイマー設定により、1サイクルのしき量が均等・適正量になるように、1日に必要な回数の運転を行なう。

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目について、1週1回巡視点検時に記録する。

(安茂里ポンプ場巡視点検記録表)

項目 沈砂池電力量、しき搬出量

5 保守・点検

(6-1)③ア

1)日常点検については「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/週
2)月例点検については「月例点検記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和 5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
				実施年月日 平成17年7月1日	制定年月日 平成17年7月1日	

1)「沈砂池設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚水沈砂設備 運転管理標準	標準番号	1-1-1
		整理番号	(2)
			ポンプ場

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、沈砂池設備の汚水沈砂設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アウカ

項目 基準値

電圧 400～430V

電流 点検記録表適正值欄

運転管理 別途「運転操作要領」による

・24hタイマー設定により、1サイクルのしき量が均等・適正量になるように、1日に必要な回数の運転を行なう。

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目について、1週1回巡視点検時に記録する。

(安茂里ポンプ場巡視点検記録表)

項目 沈砂池電力量、沈砂搬出量

下記項目について、1月1回巡視点検時に記録する。

(月例点検記録表)

項目 スクリューコンベア電流

5 保守・点検

(6-1)③アイ

1)日常点検については「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。

1回/週

2)月例点検については「月例点検記録表」により行なう。

1回/月

3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。

1回/年

4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日		制定年月日	
			平成17年7月1日		平成17年7月1日	

2)「主ポンプ設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 汚水ポンプ設備 運転管理標準	標準番号	1-1-2
		整理番号	(1)
			ポンプ場

1 目的  
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、主ポンプ設備の汚水ポンプ設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準 (6-1)①アイウカ

項目	基準値
電圧	200～215V,400～430V
電流	点検整備記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による ・水位計設定により、台数制御及び回転数制御を行なう

4 計測・記録 (6-1)②  
下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。

(運転管理記録[川合新田汚水ポンプ場])

(運転管理日報[汚水ポンプ設備])

項目 汚水ポンプ:水位・吐出量・運転時間

下記項目について、1週1回巡視点検時に記録する。

(巡視点検記録表[安茂里・川合新田・新諏訪ポンプ場])

項目 汚水ポンプ:電流・水位・吐出量・電力量・運転時間

5 保守・点検 (6-1)③アイ

1)日常点検については「巡視点検記録表」により行なう。	1回/週
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	新諏訪汚水ポンプ場の更新及び法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
				実施年月日 平成17年7月1日	制定年月日 平成17年7月1日	

2)「主ポンプ設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 水中攪拌機 運転管理標準	標準番号	1-1-2
		整理番号	(2)
			ポンプ場

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、主ポンプ設備の水中攪拌機の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準

(6-1)①アウカ

項目	基準値
電圧	400～430V
電流	点検記録表適正值欄
運転管理	別途「運転操作要領」による

4 計測・記録

(6-1)②

下記項目について、1月1回巡視点検時に記録する。

(安茂里ポンプ場巡視点検記録表)

項目	ポンプ井攪拌機運転状態
----	-------------

5 保守・点検

(6-1)③ア

1)日常点検については「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/週
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。	1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。	1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。	

6 設備の新設・改修

(6-1)④アウ

1)高効率型電動機の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日	制定年月日		
			平成17年7月1日	平成17年7月1日		



3)「脱臭設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 活性炭吸着脱臭設備 運転管理標準	標準番号	2-1-1								
		整理番号	(1)								
			ポンプ場								
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p>											
<p>2 適用範囲 本規定は、脱臭設備の活性炭吸着脱臭設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。</p>											
<p>3 管理基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電圧</td> <td>200～215V,400～430V</td> </tr> <tr> <td>電流</td> <td>点検整備記録表適正值欄</td> </tr> <tr> <td>運転管理</td> <td>別途「運転操作要領」による</td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準値	電圧	200～215V,400～430V	電流	点検整備記録表適正值欄	運転管理	別途「運転操作要領」による	(6-1)①アウカ	
項目	基準値										
電圧	200～215V,400～430V										
電流	点検整備記録表適正值欄										
運転管理	別途「運転操作要領」による										
<p>4 計測・記録</p> <p>下記項目について、1月1回巡視点検時に記録する。 (点検整備記録表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>電流</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	電流			(6-1)②					
項目	電流										
<p>5 保守・点検</p> <p>1)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。</p> <p>2)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。</p> <p>3)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p>		(6-1)③アイ									
<p>6 設備の新設・改修</p> <p>1)高効率型電動機の採用を検討する。</p>		(6-1)④アウ									
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長					
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加									
	令和 5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更									
			実施年月日		制定年月日						
			平成17年7月1日		平成17年7月1日						

4)「受電・配電設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 変圧器 運転管理標準	標準番号	2-1-2
		整理番号	(1)
			ポンプ場

1 目的  
本規定は、省エネ法の「エネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「抵抗等による電気の損失の防止」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲  
本規定は、受電・配電設備の変圧器の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準 (5-2)①アイ

項目	基準値
需要率	60%以上
電圧・温度	点検記録表適正值欄

4 計測・記録 (5-2)②

下記項目について、1週1回巡視点検時に記録する。

(安茂里ポンプ場巡視点検記録表)

項目 変圧器:電圧・電流・温度

5 保守・点検 (5-2)③

1)日常点検については「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。 1回/週

2)月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。 1回/月

3)年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。 1回/年

4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。

※保守・点検は電気工作物保安規程による

6 設備の新設・改修 (5-2)④ア

1)変圧器の新設・更新時に高効率変圧器の採用を検討する。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
				実施年月日 平成17年7月1日	制定年月日 平成17年7月1日	

4)「受電・配電設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 配電設備 運転管理標準	標準番号	2-1-2																			
		整理番号	(2)																			
			ポンプ場																			
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「エネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「抵抗等による電気の損失の防止」について電気使用設備の運転管理基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本規定は、受電・配電設備の配電設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。</p> <p>3 管理基準 (5-2)①アイカキ</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">項目</td> <td style="width: 60%;">基準値</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>最大電力</td> <td>新諏訪:9kW(動力)以下 川 合:17kW(動力)以下 安茂里:67kW(高圧)以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配電端電圧</td> <td>6400~7200V,400~430V,200~225V, 95~115V</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 計測・記録 (5-2)②</p> <p>下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。 (運転管理日報[安茂里污水ポンプ場])</p> <p>項目 受電電力量</p> <p>下記項目について、1週1回巡視点検時に記録する。 (川合新田ポンプ場巡視点検記録表)</p> <p>項目 引込盤:電力量(動力・電灯) 受電盤:電圧・電流 (安茂里ポンプ場巡視点検記録表)</p> <p>項目 引込盤:電圧・電流・力率・電力量</p> <p>下記項目について、1週1回巡視点検時に記録する。 (新諏訪ポンプ場巡視点検記録表)</p> <p>項目 引込盤:電力量(動力・電灯) ポンプ制御盤:電圧・電流</p> <p>毎月の受電状況については一般送配電事業者からの検針票による。</p> <p>5 保守・点検 (5-2)③</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1)日常点検については「川合新田ポンプ場巡視点検記録表」「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1回/週</td> </tr> <tr> <td>2)日常点検については「新諏訪ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。</td> <td style="text-align: right;">1回/2月</td> </tr> <tr> <td>3)月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。</td> <td style="text-align: right;">1回/月</td> </tr> <tr> <td>4)年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。</td> <td style="text-align: right;">1回/年</td> </tr> </table> <p>5)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。 ※保守・点検は電気工作物保安規程による</p> <p>6 設備の新設・改修 (5-2)④ア</p> <p>1)変圧器の新設・更新時に高効率変圧器の採用を検討する。</p>						項目	基準値		最大電力	新諏訪:9kW(動力)以下 川 合:17kW(動力)以下 安茂里:67kW(高圧)以下		配電端電圧	6400~7200V,400~430V,200~225V, 95~115V		1)日常点検については「川合新田ポンプ場巡視点検記録表」「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/週	2)日常点検については「新諏訪ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/2月	3)月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。	1回/月	4)年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。	1回/年
項目	基準値																					
最大電力	新諏訪:9kW(動力)以下 川 合:17kW(動力)以下 安茂里:67kW(高圧)以下																					
配電端電圧	6400~7200V,400~430V,200~225V, 95~115V																					
1)日常点検については「川合新田ポンプ場巡視点検記録表」「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/週																					
2)日常点検については「新諏訪ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/2月																					
3)月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。	1回/月																					
4)年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。	1回/年																					
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長																
	平成21年4月1日	新諏訪污水ポンプ場の更新及び法改正による判断基準No.追加																				
	令和 5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更																				
			実施年月日	制定年月日																		
			平成17年7月1日	平成17年7月1日																		

5)「力率改善」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 受電端力率 運転管理標準	標準番号	2-1-3
		整理番号	(1)
			ポンプ場

<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「エネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「抵抗等による電気の損失の防止」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p>																			
<p>2 適用範囲 本規定は、中部電力(株)一般送配電事業者からの受電力率改善を行なうための受電端力率の計測・記録、保守・点検に適用する。</p>																			
<p>3 管理基準</p> <table border="0"> <tr> <td>項目</td> <td>基準値</td> <td>(5-2)①イウ</td> </tr> <tr> <td>受電力率</td> <td>90%以上</td> <td></td> </tr> </table>	項目	基準値	(5-2)①イウ	受電力率	90%以上														
項目	基準値	(5-2)①イウ																	
受電力率	90%以上																		
<p>4 計測・記録</p> <p>下記項目について、1週1回巡視点検時に記録する。 (安茂里ポンプ場巡視点検記録表)</p> <table border="0"> <tr> <td>項目</td> <td>力率</td> <td>(5-2)②</td> </tr> </table> <p>毎月の受電状況については一般送配電事業者からの検針票による。</p>	項目	力率	(5-2)②																
項目	力率	(5-2)②																	
<p>5 保守・点検</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 日常点検については「川合新田ポンプ場巡視点検記録表」「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。</td> <td>1回/週</td> <td>(5-2)③</td> </tr> <tr> <td>2) 日常点検については「新諏訪ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。</td> <td>1回/2月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。</td> <td>1回/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。</td> <td>1回/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※保守・点検は電気工作物保安規程による</td> </tr> </table>	1) 日常点検については「川合新田ポンプ場巡視点検記録表」「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/週	(5-2)③	2) 日常点検については「新諏訪ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/2月		3) 月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。	1回/月		4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。	1回/年		5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。			※保守・点検は電気工作物保安規程による			
1) 日常点検については「川合新田ポンプ場巡視点検記録表」「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/週	(5-2)③																	
2) 日常点検については「新諏訪ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。	1回/2月																		
3) 月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。	1回/月																		
4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。	1回/年																		
5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。																			
※保守・点検は電気工作物保安規程による																			

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	新諏訪汚水ポンプ場の更新及び法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日	制定年月日		
			平成17年7月1日	平成17年7月1日		

5)「力率改善」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 進相コンデンサ 運転管理標準	標準番号	2-1-3
		整理番号	(2)
			ポンプ場

1 目的

本規定は、省エネ法の「エネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「抵抗等による電気の損失の防止」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本規定は、中部電力(株)一般送配電事業者からの受電力率改善を行なうための進相コンデンサの運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。

3 管理基準

(5-2)①ウエ

項目	基準値
受電力率	90%以上

4 計測・記録

(5-2)②

下記項目について、1週1回巡視点検時に記録する。

(安茂里ポンプ場巡視点検記録表)

項目 力率

毎月の受電状況については一般送配電事業者からの検針票による。

5 保守・点検

(5-2)③

- 1) 日常点検については「川合新田ポンプ場巡視点検記録表」「安茂里ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。 1回/週
- 2) 日常点検については「新諏訪ポンプ場巡視点検記録表」により行なう。 1回/2月
- 3) 月例点検については「受変電設備点検表」により行なう。 1回/月
- 4) 年次点検については「受変電設備点検委託」により行なう。 1回/年
- 5) 各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに電気主任技術者に報告をし、処置状況を記録する。

※保守・点検は電気工作物保安規程による

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	新諏訪汚水ポンプ場の更新及び法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日		制定年月日	
			平成17年7月1日		平成17年7月1日	

6)「換気設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 給気ファン 運転管理標準	標準番号	(2-2)-1			
		整理番号	(1)			
			ポンプ場			
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(2)加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」について建築付帯設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本規定は、換気設備の給気ファンの運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。</p> <p>3 管理基準 給気ファンの適正電流値を設定し管理する (6-1)①アウ 項目 基準値 電流 点検整備記録表適正值欄</p> <p>4 計測・記録 (6-1)② 下記項目について、1月1回巡視点検時に記録する。 (点検整備記録表) 項目 電流</p> <p>5 保守・点検 (6-1)③アイ 2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。 1回/月 3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。 1回/年 4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ 1)高効率型電動機の採用を検討する。</p>						
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成17年7月1日	制定年月日 平成17年7月1日		

6)「換気設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 排気ファン 運転管理標準	標準番号	(2-2)-1
		整理番号	(2)
			ポンプ場

1 目的		
本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(2)加熱及び冷却並びに伝熱の合理化」について建築付帯設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。		
2 適用範囲		
本規定は、換気設備の排気ファンの運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。		
3 管理基準		(6-1)①アウ
排気ファンの適正電流値を設定し管理する		
項目	基準値	
電流	点検整備記録表適正值欄	
4 計測・記録		(6-1)②
下記項目について、1月1回巡視点検時に記録する。 (点検整備記録表)		
項目	電流	
5 保守・点検		(6-1)③アイ
2)月例点検については「点検整備記録表」により行なう。		1回/月
3)年次点検については「絶縁抵抗測定表」により行なう。		1回/年
4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。		
6 設備の新設・改修		(6-1)④アウ
1)高効率型電動機の採用を検討する。		

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成17年7月1日		制定年月日 平成17年7月1日	

7)「照明器具設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 照明器具設備 運転管理標準	標準番号	2-3-1
		整理番号	(1)
			No.1 ポンプ場

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について、照明設備の運転管理基準を定め、適正な照明管理を行なうことにより、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

安茂里污水ポンプ場	照明設備
川合新田污水ポンプ場	照明設備

3 管理基準

(6-2)①ア

(1)照度の基準

JIS Z9110照度基準に規定された照度基準,労働安全衛生規則第604条、事務所衛生規則第10条及び下水道事業団設計基準に基づき下記の場所ごとに基準照度を維持すること。

- ・ 事務室
- ・ 電気室
- ・ 廊下・便所

(2)電圧変動率の基準

電圧変動が大きいと蛍光管等の寿命が短くなるので標準電圧に対し、以下の値に維持すること。

標準電圧 維持すべき値

100V 101V±6V

200V 202V±20V

(3)日常の管理

- ・窓際等の場所においては、昼光の利用を心がける。
- ・各部屋において、不要時は消灯をする。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加及び適用範囲から新諏訪污水ポンプ場を削除				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
				実施年月日 平成17年7月1日	制定年月日 平成17年7月1日	



15)「照明器具設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 照明器具設備 運転管理標準	標準番号	2-3-1
		整理番号	(1)
			No.2 ポンプ場

4 計測・記録 (6-2)②

照明照度の計測及び記録は次のとおり行う。

(1) 計測に当たっては、次の事項を考慮する。

- ・ 予め測定点を定め、継続的に測定する。
- ・ 計測する高さは床上75cm(机・作業台の上面)とする。なお、通路の場合は、床面上15cm以下とする。
- ・ 外光の影響(日光など)がある場合は、必要に応じてその影響を除外する。
- ・ 測定者の影や服装による反射が測定に影響を与えないようにする。
- ・ 光源ランプが安定した状態で計測する。

電圧及び電力の計測及び記録は次のとおり行う。

- (1) 1回/週計測し、結果を記録する。  
 (2) 測定場所は以下の場所とする。

ポンプ場電気室                      受電・配電盤

5 保守・点検 (6-2)③ア

照明設備の保守及び点検は以下のとおり行う。

(1) ランプが点灯しなくなったもの、一定限度まで暗くなったもの(管端の黒化が著しいもの)は有効寿命がきたものとして速やかに新品と取替える。ランプの寿命は、以下のとおりとする。

蛍光灯                                      12,000時間(1日8時間の使用で4年～5年程度)  
 LED    50,000時間(1日8時間の使用で17年～18年程度)

6 設備の新設・改修 (6-2)④アイ

- (1) 蛍光灯照明器具及び蛍光管については以下のとおりとする。  
 長野市役所環境保全率先実行計画のグリーン購入に関する特定調達品目及び環境物品選定のための判断基準による。
- (2) 水銀灯については高圧ナトリウムランプやメタルハライドランプ等の効率の高いものを考慮すること。
- (3) 清掃、光源の交換等保守が容易な照明器具を選択すると共に保守のしやすい場所にする。
- (4) 照明器具の選択には、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合照明効率を考慮すること。
- (5) 日光を利用できる照明器具については減光できるものを考慮すること。
- (6) 誘導灯を更新する場合は、高輝度型のものにする。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成17年7月1日		制定年月日 平成17年7月1日	

15)「照明器具設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 照明器具設備 運転管理標準		標準番号	2-3-1			
			整理番号	(1)			
				No.3 ポンプ場			
下水道事業団設計基準を以下に示す							
室名	標準照度 [lx]	室名	標準照度 [lx]	室名	標準照度 [lx]		
場長室	750	天秤室	500	薬品貯留・投入室	300		
事務室	750	細菌室	500	薬品溶解室	200		
会議室	500	薬品室	300	汚泥ポンプ室	200		
電気室	100	低温室	100	機械濃縮機室	200		
自家発電機室	200	恒温室	100	焼却炉室	200		
風除室	100	試験ガスボンベ庫	200	器材倉庫	100		
玄関ホール	100	コンプレッサ室	200	工作室	500		
屋外との主な 出入口(外部)	100	ゲート操作室	200	脱臭機室	200		
展示ホール	500	沈砂池機械室	200	前室	200		
		コンベヤ室	200	ダクト室、PS、DS等	200		
脱衣室	150	配管室	200				
浴室	200	軸受室	200				
便所	200	ポンプ室	200				
洗面所	200	ポンプモータ室	200				
湯沸し室	200	ホッパ室	200				
更衣室	200	沈砂・しき搬出室	200				
車庫	75	マンホールポンプ 上屋	200				
配線室	300	送風機室	200				
廊下	100	フィルター室	200				
地上階階段室	150	消音室	200				
地下階階段室	150	上屋	200				
管理制御室	500	ロータ室	200				
資料室・書庫	200	管廊	100				
食堂	300	次亜塩素酸 ナトリウムタンク室	200				
作業員控室	200	注入機室	200				
仮眠室	200	脱水機室	200				
理化学試験室	500	ケーキ貯留ホッパ室	200				
研究室	500	ケーキ搬出室	200				
生物試験室	500						
機器分析室	500						
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由		主務	係長	課長補佐	課長
				実施年月日 平成17年7月1日		制定年月日 平成17年7月1日	

15)「照明器具設備」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 照明器具設備 運転管理標準	標準番号	2-3-1
		整理番号	(1)
			No.4 ポンプ場

事務所の照度基準

(JIS Z 9110)

領域、作業又は活動の種類		照度[lx]	
作業	設計、製図	750	
	キーボード操作、計算	500	
執務空間	設計室、製図室	750	
	事務室	750	
	役員室	750	
	診察室	500	
	印刷室	500	
	電子計算機室	500	
	調理室	500	
	集中監視室、制御室	500	
	守衛	500	
	受付	300	
	共用空間	会議室	500
		応援室	500
宿直室		300	
食堂		300	
喫茶店、オフィ斯拉ウンジ、湯沸室		200	
休憩室		100	
書庫		200	
倉庫		100	
更衣室		200	
化粧室		300	
便所、洗面所		200	
電気室、機械室、電気・機械室などの配電盤及び計器盤		200	

領域、作業又は活動の種類		照度[lx]
共用空間	階段	150
	屋内非常階段	50
	廊下、エレベータ	100
	エレベータホール	300
	玄関ホール(昼間)	750
	玄関ホール(夜間)、玄関(車寄せ)	100

◇事務所の照度……「労働安全衛生規則604条」及び「事務所衛生基準規則第10条」

精密な作業	300ルクス以上(注1)
普通の作業	150ルクス以上
粗な作業	70ルクス以上

(1)「精密な作業」には、製図作業、約2mm以下の文字を継続して見る作業をいう。

(2)「普通の作業」には、一般に行われている事務所作業をいう

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
			実施年月日	制定年月日		
			平成17年7月1日	平成17年7月1日		

15)「照明システム」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 屋内照明 運転管理標準	標準番号	2-3-2
		整理番号	(1)
			ポンプ場

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について、照明設備の運転管基準を定め、適正な照明管理を行なうことにより、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

対象施設	対象設備
安茂里污水ポンプ場	屋内照明システム
川合新田污水ポンプ場	屋内照明システム

3 管理基準

(6-2)①ア

(1) 日常の管理基準

- ・無人施設のため不在時については、消灯すること。

3 保守・点検

(1) 巡視時に不在室等の消灯の確認をすること。

(6-2)③ア

6 設備の新設・改修

(6-2)④アイ

(1) 昼光センサを利用した昼光利用制御を検討すること。

(2) タイムスケジュール、人感センサ等を利用した照明自動点滅制御の導入を検討すること。

(3) 過度照度を避けるために調光可能な適正照度制御システムの検討をすること。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加及び適用範囲から新諏訪污水ポンプ場を削除				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成17年7月1日		制定年月日 平成17年7月1日	

15)「照明システム」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 屋外照明 運転管理標準	標準番号	2-3-2
		整理番号	(2)
			ポンプ場

1 目的

本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について、照明設備の運転管基準を定め、適正な照明管理を行なうことにより、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。

2 適用範囲

対象施設	対象設備
安茂里汚水ポンプ場	外灯
川合新田汚水ポンプ場	外灯
新諏訪汚水ポンプ場	外灯

3 管理基準

(6-2)①ア

(1)点灯時間の管理基準

タイマースケジュール制御により点灯・消灯をするものとする。

なお、点灯時間については運転操作要領1-W.外灯・街路灯の点灯時間による。

(2)電圧変動率の基準

電圧変動が大きいと水銀灯の寿命が短くなるので標準電圧に対し、以下の値に維持すること。

標準電圧 維持すべき値

100V 101V±6V

200V 202V±20V

(3)日常の管理

不必要時は消灯をすること。

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	新諏訪汚水ポンプ場の更新及び法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日 平成17年7月1日		制定年月日 平成17年7月1日	

15)「照明システム」

「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定	「運転管理標準」 屋外照明 運転管理標準	標準番号	2-3-2			
		整理番号	(2)			
			ポンプ場			
<p>5 保守・点検 (6-2)③ア</p> <p>(1)タイマーの設定時間及び現在時間の確認 1回/月</p> <p>(2)不必要個所の消灯確認(タイマー設定箇所以外) 1回/週</p> <p>6 設備の新設・改修 (6-2)④アイ</p> <p>(1)タイマーが設置されていないところについてはタイマー又は自動点滅器の設置を考慮すること。</p> <p>(2)タイマーのみが設置されているところについては自動点滅器を併設し不必要時間に消灯が出来るシステムとなるように考慮すること。</p>						
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
	平成21年4月1日	法改正による判断基準No.追加				
	令和5年4月1日	法改正による判断基準No.の変更				
			実施年月日	制定年月日		
		平成17年7月1日	平成17年7月1日			

# マンホールポンプ場・真空下水道エネルギー管理標準

令和5年 4月 1日

長野市上下水道局下水道施設課

マンホールポンプ場・真空下水道エネルギー管理標準 総則

1 目的	この基準は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に規定された事業者の「判断基準」に従い汚水ポンプ場におけるエネルギーの使用の合理化を図り、目標を達成するために定める。
2 適用範囲	この基準書は下水道施設課所管のマンホールポンプ場及び真空下水道におけるエネルギーの使用の合理化推進のためエネルギー使用設備の管理に適用する。
3 標準改廃	この基準書の改廃は「エネルギー管理標準改定履歴書」に基づき実施する。
4 管理業務の推進体制	マンホールポンプ場及び真空下水道におけるエネルギーの使用の合理化を推進するために下水道施設課長をリーダーとし、下水道施設課管理担当者及び維持管理業務委託の受注者により構成する。
6 管理項目と対象施設	<p>(1) 管理項目</p> <p>1) 抵抗等による電気の損失の防止</p> <p>2) 電気の動力、熱等への変換の合理化</p> <p>(2) 対象施設</p> <p>1) マンホールポンプ場124ヶ所</p> <p>2) 松代温泉団地真空下水道</p> <p>3) 東寺尾真空下水道</p>
7 管理標準の項目と内容	<p>(1) 目的</p> <p>(2) 適用範囲</p> <p>(3) 管理標準値 各設備の電圧の管理基準値</p> <p>(4) 計測・記録 各設備の運転時間・水位・電圧・電流・電力量等の定期計測と記録</p> <p>(5) 保守・点検 正常な運転を維持するための定期的な点検、整備の計画及び実施の記録。 異常状況の報告・改善</p> <p>(6) 設備の新設・改修</p>
8 記録の保管	下水道施設課

改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長
			実施年月日 令和5年4月1日		制定年月日 令和5年4月1日	



## 目次

1	マンホールポンプ場		
1-1	電気使用設備		
1-1-1	ポンプ設備	-----	1
2	真空下水道		
2-1	電気使用設備		
2-1-1	真空ステーション設備	-----	2

マンホールポンプ場・真空下水道エネルギー管理標準 改定履歴

改定年月日	主な改定内容	備考
令和 5年4月1日	制定	

関連文書一覧表

<随時更新>

文書の名称	発行年月日	備考
長野市上下水道局エネルギー管理要領	平成25年 4月 1日	長野市上下水道局
長野市上下水道局電気工作物保安規程	令和 5年 2月 1日	長野市上下水道局
運転操作要領	令和 5年 4月 1日	下水道施設課
下水道維持管理指針 2014年度	平成26年 9月12日	日本下水道協会
維持管理業務委託保守業務仕様書	令和 5年 4月 1日	下水道施設課
業務日誌	毎日	業務受注者
月例点検表	毎月	業務受注者
運転管理月報	毎月	下水道施設課
運転管理年報	毎年	下水道施設課
維持管理年報	毎年	下水道施設課
機能診断票	毎年	下水道施設課
長野市環境マネジメントシステムマニュアル	令和 5年 4月 1日	長野市
長野市役所環境保全率先実行計画	令和 3年 5月24日	長野市
長野市役所温暖化防止実行計画	令和 4年 4月	長野市

1)「マンホールポンプ場」																
「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定		「運転管理標準」 ポンプ設備 運転管理標準		標準番号	1-1-1											
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本規定は、マンホールポンプ場のポンプ設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。</p> <p>3 管理基準 (6-1)①アカ</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td colspan="2">基準値</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電圧</td> <td>標準電圧</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td>100V</td> <td>101V±6V</td> </tr> <tr> <td>200V</td> <td>202V±20V</td> </tr> </table> <p>運転管理 別途「運転操作要領」による</p> <p>4 計測・記録 (6-1)② 下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。 項目 水位・運転時間 下記項目について、4ヵ月1回巡視点検時に記録する。 (マンホールポンプ場巡視点検表) 項目 電流・運転時間・絶縁抵抗値</p> <p>5 保守・点検 (6-1)③アイ 1)月例点検については「マンホールポンプ場巡視点検表」により行なう。 1回/4ヵ月 4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ 1)高効率型電動機の採用を検討する。</p>							項目	基準値		電圧	標準電圧	基準	100V	101V±6V	200V	202V±20V
項目	基準値															
電圧	標準電圧	基準														
	100V	101V±6V														
	200V	202V±20V														
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長										
			実施年月日	制定年月日												
			令和5年4月1日	令和5年4月1日												

2)「真空下水道」																
「省エネルギー法」に基づく 管理標準規定		「運転管理標準」 真空ステーション設備 運転管理標準		標準番号	2-1-1											
<p>1 目的 本規定は、省エネ法の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」に従い「(6)電気の動力、熱等への変換の合理化」について電気使用設備の運転管基準を定め、適正な運転管理を行なうことによりエネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本規定は、真空下水道の真空ステーション設備の運転管理、計測・記録、保守・点検に適用する。</p> <p>3 管理基準 (6-1)①アカ</p> <table border="0"> <tr> <td>項目</td> <td>基準値</td> </tr> <tr> <td>電圧</td> <td>200～220V</td> </tr> <tr> <td>運転管理</td> <td>別途「運転操作要領」による</td> </tr> </table> <p>4 計測・記録 (6-1)②</p> <p>下記項目については、中央監視設備により常時計測表示・毎正時自動記録されている。</p> <table border="0"> <tr> <td>項目</td> <td>容積・圧力・電流</td> </tr> </table> <p>下記項目について、月1回巡視点検時に記録する。 (松代真空ステーション巡視点検表、東寺尾真空ステーション巡視点検表)</p> <table border="0"> <tr> <td>項目</td> <td>電流・電力量・絶縁抵抗値</td> </tr> </table> <p>5 保守・点検 (6-1)③アイ</p> <p>1)月例点検については「松代真空ステーション巡視点検表」「東寺尾真空ステーション巡視点検表」により行なう。 1回/月</p> <p>4)各点検により不具合・異常を発見した場合は、速やかに担当者に報告をし、処置状況を記録する。</p> <p>6 設備の新設・改修 (6-1)④アウ</p> <p>1)高効率型電動機の採用を検討する。</p>							項目	基準値	電圧	200～220V	運転管理	別途「運転操作要領」による	項目	容積・圧力・電流	項目	電流・電力量・絶縁抵抗値
項目	基準値															
電圧	200～220V															
運転管理	別途「運転操作要領」による															
項目	容積・圧力・電流															
項目	電流・電力量・絶縁抵抗値															
改訂履歴	改訂年月日	制定、改訂理由	主務	係長	課長補佐	課長										
			実施年月日	制定年月日												
			令和5年4月1日	令和5年4月1日												